

▼2016年9月 市議会日程

- 6日 本会議 一般質問 請願・陳情締切
- 7,8日 本会議 一般質問
- 9日 本会議 一般質問、質疑
- 13日 常任委員会(総務、健康福祉、教育こども)
- 14日 常任委員会(民生、建設)
- 16日 本会議 委員長報告、討論、採決
決算特別委員会全体会
- 26~29日 決算特別委員会分科会
- 10月4日 決算特別委員会全体会
本会議 委員長報告、討論・採決

《報告》旧夙川学院短期大学の校舎解体に伴う
アスベスト飛散問題(2015.12に一般質問しました)

今年 7 月、アスベストが飛散していると周辺住民 36 人が開発業者と解体業者、西宮市を相手に損害賠償請求訴訟を起こしました。西宮市は「アスベストはない」と説明していましたが、9 号館からアスベストが発見され、設計図書に使用の記載が多数発見されました。しかし西宮市はアスベストはなかったと、設計図書の調査すらしません。アスベストは 1 本(繊維 1 本は直径 0.02~0.35 μm、髪の毛の 5,000 分の 1 程度)でも吸い込むと肺がんや中皮腫を引き起こす危険性があり、住民の皆さんの不安と憤りは当然です。

編集
後記

☆映画「ニュースの真相」(2016)を
観た。原題「Truth」。2004 年発覚した
ブッシュ大統領の「兵役逃れ疑惑」と
いう「真実」を追求する報道を徹底して排除し、
情報操作に成功したブッシュが再び大統領になる
という理不尽な「真実」☆表現の自由が憲法で保
障されているのは、民主政の過程を権力によって
傷つかせないため。しかし、この国の民主政は、
真実を隠す、政府批判のメディアに圧力をかける、
など既に傷つき、メディア対策でもアメリカ追随極
まる☆安倍お友だち内閣の新防衛相に「靖国神社
の意義をしっかりと考えることが安全保障の問題にも
つながる」と弁護士とは思えない政教分離原則を
踏み倒す稲田大臣。「国家として敬意と感謝を持
って慰霊しなければ誰が命がけで国を守るのか」と。
「国家」の名の下に国民の命を奪い続けた 71 年
前に逆行の夏。「敬意と感謝」で奪う側の大臣の命
が「国家」に捧げられることは絶対にない☆記録
的な猛暑の夏。マイブームのミックスジュースを一
日おきに作って暑気払いしていました(よつや薫)

【よつや薫の市議会報告会】は不定期で開催しています。日程・会場等は HP に掲載しますので、ぜひ、ご参加ください。

キラリ☆かおる市民ネット通信 No.31 《2016 初秋号》
【発行】よつや薫(西宮市議会議員) 〒662-0965 西宮市郷免町 3-22 TEL/FAX 0798(22)8832 議員控室 (35)3539
※この通信発行の費用はすべてよつや薫個人の報酬から支出しています。政務活動費から一切支出していません。
※発送・ポスティング等は市民のボランティアに支えられています。


ウェーブいきいきフェスタ 10月22日(土)~30日(日)

***23日(日)14:00~17:00 《憲法勉強会ベアテの会》**
上映会「不思議なクニの憲法」(松井久子監督/2016/日本/126分)
□資料代:500円 ■TEL.080-1444-0199(よつや)

***28日(金)14:00~20:30 《現代を問う会》**
原発と過酷事故・DVDを観て考えよう
「真実はどこに?」(2003/スイス/51分) / 「山のかなた」(2009/日本/76分)
□参加費なし ■TEL.0798-52-9157(折口)

***29日(土)17:00~19:30 《女・女西宮》**
女・げんき・ビデオ&トーク
「レッドマリア」(キョンスン監督/2011/韓国/98分)
□参加費なし ■Jojonisinomiya2010@yahoo.co.jp

会場:西宮市男女共同参画センター ウェーブ
(阪急西宮北口駅南へ約100m プレラにしのみや4F)
申込不要、直接会場にお越し下さい



【市民オンブズ西宮 定例会】
■毎月第1金 18:30~20:30 ■会場:原則ウェーブ ■TEL.0798-52-9157(折口)

● 会計報告 ●

議員報酬 (円)	政務活動費 (円)	
(2016年1月~6月)	▼2016年度 (2016年度4月~6月)	▼現任期分 (2015.6月11日~2016.3月末)
《収入》	《交付額》 360,000	《交付額》 1,160,000
議員報酬 4,242,000	《支出》	《支出》
*合計 4,242,000	調査研究費 650	調査研究費 10,850
《支出》	研修・会議費 31,560	研修・会議費 71,640
所得税 402,000	資料購入費 0	資料購入費 10,757
国民年金 97,560	*合計 32,210	*合計 93,247
市県民税 271,600	返還予定額 327,790 円	返還予定額 1,066,753 円
国民健康保険 328,000	※政務活動費は年間 144 万円(四半期ごとに 36 万円)を先に交付され、年度末に残額を返還します。私は、広報・広聴費、事務費、事務所費に一切支出しないため、返還額は多額になっています。西宮市議会は月額 12 万円。芦屋市 7 万円、宝塚市 8 万円に比べ高額です。私は一貫して 7.5 万円にすべくと訴えています。	※2015 年度的全議員の収支報告、及び領収書は議会 HP に載っています。
議員互助会 18,000		
広報等経費 445,340		
事務諸経費 382,470		
報酬供託 480,000		
選挙準備費 300,000		
生活費 1,517,030		
*合計 4,242,000		

● その他の会計報告 ●

よつや薫が受け取るべきでないと考える報酬等の現在までの合計額 (円)

① 新人議員初年度 6 月任期前の報酬(3 分の 1 ヶ月)	230,000
② 審議会等委員報酬	302,517
③ 常任委員会正副委員長報酬加算分	240,000
受け取り拒否合計額	772,517 円

※受け取り拒否合計額は、議員を辞職した後にしかるべき団体に寄付することにします。「辞職後」にするのは、在職中の寄付行為は公職選挙法で禁じられているからです。
※③近隣市には常任委員会の正副委員長への役職加算はありません。

2016. 初秋号
NO.31 キラリ☆かおる市民ネット通信

憲法を護る!
西宮市議会議員 **よつや薫**
市議会報告 [E-MAIL] kahoru_y-net@nifty.com
[HP] http://www.yotsuya-kaoru.net/
[[facebook]https://www.facebook.com/yotsuyakaoru



今年の夏は記録的な猛暑でしたが、お元気でお過ごしでしょうか。さて、西宮市では「市長の暴走」という言葉が、あたりまえのようになっていますが、「政府の暴走」も非常に深刻な状況になってきました。2012 年に作成された自民党「憲法改正草案」では、最高法規の章にある「基本的人権」の「永久不可侵性」という理念が章ごと削除されています。私たちが普通に享受していた人権を、時の政府によって簡単に制限され、私たちの「主権」が脅かされようとしています。政府による国民、市民の人権制限は、私たち一人ひとりの身に降りかかる問題であり、私たちの生活が脅かされることになり、反対の声をあげ続けなければなりません。

主権を制限し、首相に全権委任を与える
「緊急事態条項」を
憲法に盛り込んではいけない

去る 7 月 10 日の参議院議員選挙の結果、改憲に必要な全議席の三分の二を改憲をすすめた人たちに、許してしまいました。20 世紀初頭以降、この国の歴史の中で、最も深刻な分岐点に至ってしまいました。危険な時代への逆行が本格化しています。

首相は「いよいよ憲法審査会に議論の場が移る」と改憲に積極的な発言をしています。改憲の直接のハードルである憲法 96 条(憲法改正には、国会両議院のそれぞれ全議員の三分の二以上の賛成で国民に提案し、国民投票にかけ、その過半数で改憲)の改正を掲げて訴えていた安倍首相です。まず、96 条を改正してハードルを下げ、9 条をはじめ次々と改正をしようという方針でした。

結局、現時点では、この「憲法 96 条から改正」という方針は棚上げになっています。そこで、次に出してきたのが「緊急事態条項」です。この「緊急事態条項」は、自民党が野党であった 2012 年 4 月に「自民党憲法改正草案」(以下、草案)を作成、現行憲法にはない、新たに盛り込まれた条項のひとつです。草案は、多くの憲法学

者から様々な批判を浴びています。

「緊急事態条項」は、この「条項」だけで政府に全権を与える一種の全権委任です。他国でも「緊急事態」を宣言できる制度はありますが、それには極めて厳しい限定のもとで認めているのです。自民党が出している案とはその内容が全く異なります。かつてのドイツは、第一次大戦後の世界の中で、最も民主的な憲法、ワイマール憲法を制定していました。しかし、その最も民主的な憲法下において、ヒトラーを中心とするナチスが台頭したことは歴史上の事実です。

一方、日本も敗戦という結果をうけて日本国憲法という、世界でもっとも進んだ民主的な憲法を持つことができました。しかし、今、この国で進められようとしていることに対して、民主的な憲法であるがゆえに、かつてのナチスドイツに類似する点が出ているのではないかという危惧の声が高まっています。「緊急事態条項」に関する動きがその現れです。詳しくは 2 ページで触れたいと思います。

日本国憲法 第 10 章 最高法規
第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



6月 教育大綱に関する責任は市長と教育委員会にあるのです

1 保育所待機児童対策について

待機児童対策について、市は、5月31日、今後3年間の保育需要の見通しの推計をしたうえ、1500人の受入枠を拡大すると発表しました。施設の拡充はもちろん、保育を担う人材の確保もまた深刻な状況です。その点から、質問しました。

【よつやの質問】 保育所の受け入れ枠拡大にみあった保育士確保もせまられている。保育士の平均月収は全職種平均より約11万円も低く、市としては、資格を持ちながら保育現場から遠ざかる人材を現場に戻ってもらうため、待遇面から、どのように改善すべきと考えているのか。

【局長答弁】 保育士確保が困難となっている最も大きな要因は、保育士の処遇、特に給与水準の問題にあると認識している。しかし、この保育士の給与改善を本市単独で行うことは、多額の一般財源を必要とすることなどから実質的には相当困難であると考えており、今後、保育士の給与を含めた一層の処遇改善を国に対して要望していく。

▼よつやの評価 国に対する要望だけでなく、自治体として主体的に保育士の処遇改善に積極的に動くべきです。



2 教育大綱について

教育大綱は、地域住民の意向の反映と、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る事を目的として、地方公共団体の首長に策定が義務付けられています。

【よつやの質問①】 教育大綱は首長が定めるものとされているが、尊重義務は誰にあるのか。

【市長答弁】 総合教育会議において協議・調整のうえ策定されたものであることから、市長と教育委員会の双方に尊重義務がある。

【よつやの質問②】 教育大綱に基づく施策の実施主体は誰なのか。

【市長答弁】 教育・子供施策の礎とする方針であることから、その主体は西宮市であり、市長と教育委員会が推進する。

▼よつやの評価 策定過程でその内容が誰のための何を策定するのか見えにくく、「子どもに期待」「大人たちへ」など、上から目線の他人事の表現が目立ち、実施主体としての市長や教育委員会の責任の所在が不明なことから質問しました。パブコメの結果を待っている時期ですが、あくまでも「教育、学術及び文化の振興に関する施策の推進を図る目的」を見失わないでほしい。

自民党は憲法を「為政者が国民を支配する道具」へ変えようとしている

憲法を護る!

「憲法を守っていない人が憲法を変える。僕は悪い冗談としか思えない」。今年5月3日の憲法記念日の集会での高校生の発言です。

「憲法」に則って政治権力が行使されるべきであるとする立憲主義の基本的ルールを、自ら破る政府にむけての素直な意見に感銘をうけました。このルール破りのサンプルが2012年に発表された「自民党憲法改正草案」(以下、草案)です。草案は現行憲法を一変させ市民に権利が十分に保障されていなかった時代へと戻す内容になっています。

現行憲法は、一人ひとりが大切にされるべきであるという個人の尊厳を基本理念とし、そのために立憲主義は当然守られなければなりません。草案では立憲主義を否定。現行憲法99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とする為政者に課した憲法尊重擁護義務を、草案102条では「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」と国民に課しています。「政府を縛る憲法」から「為政者が国民を支配する道具としての憲法」に変質させています。

そして、1ページで触れましたように、「緊急事態条項」を盛り込む点も現行憲法を一変させるものです。戦間期のドイツにおいて、当時最も民主的であったワイマール憲法下でナチスが台頭した大きな要因は「国家緊急権」(=緊急事態条項)を何度も使ったことにあります。ナチス研究の

第一人者石田勇治東大教授は「草案の緊急事態条項は、ナチスが独裁を確立した大統領緊急権(ワイマール憲法48条「国家緊急権」)と『授権法』を足したような強力な独裁条項だ」とその危険性を指摘しています。

「緊急事態条項」が想定する「災害」対策や「有事」についてはすでに「災害対策基本法」や「有事法制」が整備されており「緊急事態条項」は全く必要ありません。

祖父の岸信介元首相の遺志について憲法改正にこだわる安倍首相ですが、実は米国からのプレッシャーを最も色濃く受けている政権でもあります。安保法制、原発再稼働、TPP交渉推進、韓国との関係修復、中国との緊張の維持、特定秘密保護法制、海外でのPKOの積極的参加など、すべて米国のアーミテージ元国務副長官を中心とした外交・安全保障研究グループによる日米同盟に関する報告書「第3次アーミテージ・ナイレポート」(2012年)の政策提言に従っています。

私たち一人ひとりの生命や生活よりも、米国の顔色を伺いながら憲法改正にまで踏み込もうとしている安倍政権の危うさを、厳格にチェックしていくべきと考えます。

【資料出典】 *IWJ Independent Web Journal「ナチス研究者の石田教授に参院選前緊急インタビュー!」 <http://iwj.co.jp/wj/open/archives/314121bWs> *第3次アーミテージ・ナイレポート <http://iwj.co.jp/wj/open/archives/56226>

憲法を護る!

《寄稿》

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)とTISA(新サービス貿易協定)は国家主権や地方自治を壊す

川元志穂(弁護士・兵庫県弁護士会)

日本が参加しようとしているTPPとTISAという2つの協定は、秘密のうちに交渉が進められてきましたが、実は、国家の主権や地方自治を侵害し、憲法秩序を壊してしまう危険の大きいものです。

まず、TPPには、投資家や企業が、投資先の国内法によって損害を被るか、将来得られるはずの利益が得られなかった場合にその国家を訴える権利を得る「ISDS条項」が含まれています。ISDS裁判は、国際仲裁機関により、国家の憲法秩序を無視して行われます。この裁判で敗訴すれば莫大な金額の損害賠償をしなければならなくなり、財政が破綻しかねないため、国も地方も訴えられる可能性のある脱原発などの政策をとることができなくなります。

TISAは、TPPで入らなかった公共サービスを民営化するという協定で、TPPに参加する国はもれなく参加するとされているそうです。秘密で交渉が進められておりその内

容はほとんど知られていませんが、TISAが結ばれると、医療・教育・公共事業や金融・保険分野などの全てのルールは国家でなく、この協定によって作られる超国家組織によって決められるため、この協定に基づいて行われる事業によって、住民の健康や環境に悪影響が出ても、その国の政府はその事業を法律で規制する権利を一切持てないといえます。

そして、これにより今までは国民の権利として国や地方公共団体から受けられていた公共サービスは、企業が提供するサービスに置き換えられ、その全てに値札がつけられることになり、共同体の基盤は崩壊し経済的弱者はサービスを受けることが難しくなってしまうと考えられます。

安保法制や憲法改正と並んで、この2つの協定にも大いに注意する必要があります。

【資料出典】 堤未果「政府はもう嘘をつけない」(角川新書)

憲法を護る!

今村市長 暴走 憲法に反する見解

憲法43条では「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と規定し、議会制民主主義の国会議員を「全国民の代表」としています。

西宮市の「市政ニュース」6月25日号の参院選特集に「政治家は『国民の代表』ではなく『投票した人』の代表に過ぎない」と断定する記事を載せ、またも全国的に非難を浴びる恥ずかしい事態になりました。

この文章、選挙管理委員会の文章となっておりますが、今村市長の意向が大きく反映されていることに疑う余地はありません。今村市長が憲法を理解していないことを全国に露呈してしまいました。

6月の本会議において「憲法に反した表現は不適切」との趣旨の質問もありました。さらに、八木議長が「新聞報道のとおり『誤解を招く』『不適切表現』と言わざるを得ず、問題は大きく3点、広報手段の私物化、問題の本質を理解しようとする姿勢、組織体制への危惧」と、市長の姿勢をただす「議長所感」をメディアに向けて発表しました。議長の所感は、議会の全議員の意を汲んだもので、私も全く同感です。

よつや薫は、教育こども常任委員会に所属

「子どもの育ちへの施策」に取り組みます

各常任委員会では、毎年、年間の「施策研究テーマ」を選定し、委員会独自で調査・研究等を行っています。

調査・研究結果は、原則、翌年の6月定例会までにテーマに関する報告書を作成し、各常任委員会から市政に対し提言等を行います。

教育こども常任委員会では、今年度の施策研究テーマを「子どもの育ちへの施策について」と決め、①児童虐待 ②乳児期の支援 ③子どもの居場所 ④貧困について、独自の調査や行政視察、また、今年行われる生活実態調査等の報告をみながら、提言に向けて活動していきます。

8月には、市の「子育て総合センター」を訪ねて乳児期の支援を、県の児童相談所「西宮こども家庭センター」では、児童虐待等について伺ってきました。

今年度は、教育こども常任委員長に就任しました。これまでの厚生常任委員会や市民文教常任委員会での経験を生かして、委員長職にあたりたいと思います。



西宮こども家庭センター(西宮市青木町)